

令和5年度 第1回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和5年6月29日（木） 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 江東区文化センター2階 展示室

3 出席者 里村 恵子 久保 雅美 鳥澤 剛 和田 努
田村 康二郎 石井 公子 平松 謙一 佐藤 ゆき子
伊藤 善彦 高井 伸一 肥田 淳 青柳 浩二
岡田 芳久 田村 満子 油井 真 山口 浩
吉川 秀夫 木内 苗津子

4 会議次第

1 開会

2 議事

議事1 第9期自江東区地域立支援協議会の体制について

議事2 専門部会からの報告

議事3 障害者差別解消法の実績報告について

議事4 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

議事5 指定特定相談支援事業について

議事6 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について

議事7 基幹相談支援センターの機能等の検討について

議事8 その他

5 資 料

- 資料1 江東区地域自立支援協議会設置要綱
- 資料2 江東区地域自立支援協議会 個人情報への取扱いに関する規定
- 資料3 江東区地域自立支援協議会の組織図
- 資料4 令和4年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料5 令和4年度江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績
- 資料6 令和5年度江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針
- 資料7 指定特定相談支援事業について
- 資料8 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の構成（案）
- 資料9 次期計画におけるポイント
- 資料10 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
基本的考え方・区の現状・基本理念・基本目標（案）
- 資料11 基幹相談支援センターの機能等の検討について
- 参考 令和5年度江東区地域自立支援協議会委員名簿

6 傍 聴 7名

7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【小林障害者施策課長】 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。

皆様には大変お忙しい中、また、今日非常にお暑い中、本協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日、会長が選任されるまでの間、進行を務めます江東区障害者施策課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事前に皆様に送付させていただいております資料1から11、そして、参考資料により御説明させていただきます。お持ちでない方いらっしゃいますでし

ようか。大丈夫でしょうか。ない資料がございましたら事務局までお知らせください。

また、机上に配付しております実態調査報告書の冊子につきましては、こちらは閲覧用となりますので、会議終了後は机の上に置いたままでお帰りいただくようお願いいたします。

2 委員の委嘱及び紹介

【小林障害者施策課長】 本日はですが、委員の皆様の委嘱がございますので、委嘱状を机上配付させていただいております。委嘱状が手元にないという方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

その分も含めて不足がございましたら、お知らせいただければと思います。

本日の会議ですが、終了予定時刻は午後3時を予定しておりますので、こちらの協議会の運営に当たり、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の欠席委員はいらっしゃいません。

では、次に、委員の方の委嘱でございます。本来ならばお一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、先ほど申し上げたとおり、委嘱状は机上配付とさせていただきます。略式という形で大変恐縮でございますが、御了承のほど、お願い申し上げます。

なお、委員の皆様の任期につきましては、本日から令和7年の3月末となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の設置要綱について御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料1、江東区地域自立支援協議会設置要綱を御覧ください。

こちらは本協議会の根拠となる規程でございます。第2条で所掌事務、第3条で組織、第4条で委員の任期、第5条で正副会長の互選、第6条で会議の招集、第7条で専門部会等々について定めております。簡単ではございますが、要綱についての説明は以上となります。

続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思います。本日は、こちらの協議会は委員改選後、初めての協議会となりますので、私から委員の皆様を御紹介させていただきます。お座りの席次の順で御紹介させていただきたいと思いますので、大変恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は御起立の上、簡単に一言だ

け御挨拶いただければ幸いです。

まず、東京都立大学名誉教授の里村委員。

【里村委員】 里村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、おあしす福祉会の平松委員。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松でございます。主に精神障害者の支援をいろいろとやっております。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、のびのび福祉会の青柳委員。

【青柳委員】 のびのび福祉会の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、人権擁護委員の山口委員。

【山口委員】 人権擁護委員の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、江東区聴覚障害者福祉推進協議会の油井委員。

【油井委員】 よろしくお願ひします。油井と申します。

【小林障害者施策課長】 続きまして、地域活動支援センター「ロータス」の高井委員。

【高井委員】 地域活動支援センター「ロータス」の高井です。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、こどもの発達療育研究所の田村委員。

【田村(満)委員】 江東区のこども発達センター事業の指定管理を受けており、なお、この自立支援協議会では児童部会の代表をしております田村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、木場公共職業安定所の鳥澤委員。

【鳥澤委員】 ハローワーク木場の鳥澤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、権利擁護センター「あんしん江東」の久保委員。

【久保委員】 権利擁護センター「あんしん江東」の久保です。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、ゆめグループ福祉会の岡田委員。

【岡田委員】 ゆめグループ福祉会の岡田と申します。よろしくお願いします。
ちょっと障害がありまして、話が分かりづらいですが、御勘弁ください。

以上です。

【小林障害者施策課長】 続きまして、江東区手をつなぐ親の会の石井委員。

【石井委員】 石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、東京都立江東特別支援学校の和田委員。

【和田委員】 和田でございます。日頃から大変お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、東京都立墨東特別支援学校の田村委員。

【田村（康）委員】 4月に着任いたしました校長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、身体障害者相談員の佐藤委員。

【佐藤委員】 佐藤と申します。よろしくお願いします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、江東楓の会の伊藤委員。

【伊藤委員】 江東楓の会の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、江東区障害者福祉センターの肥田委員。

【肥田委員】 障害者福祉センターの肥田と申します。4月より、私ども敬心福祉会が、社会福祉協議会さんから引き継いで、新たに運営をさせていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、江東区保健予防課の吉川委員。

【吉川委員】 江東区保健所保健予防課長の吉川です。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、江東区教育支援課の木内委員。

【木内委員】 江東区教育支援課の木内と申します。よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 皆様ありがとうございました。

以上、18名の委員によりまして、協議会を運営してまいりたいと思います。これから2年間になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長及び副会長の選出でございます。先ほど御説明した要綱第5条によりまして、本協議会の会長・副会長の選出をお諮りいたします。会長・副会長につきましては、委員の皆様の互選によることとされておりますが、皆様いかがで

しょうか。

伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】 会長には、学識経験者の里村委員を推薦したいと思います。

【小林障害者施策課長】 ただいま伊藤委員から、会長には里村委員を推薦するという旨の御提案をいただきましたが、委員の皆様はいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

【小林障害者施策課長】 ありがとうございます。それでは、皆様御異議がないということですので、会長は里村委員にお願いさせていただくことといたします。

次に、副会長の選出でございます。慣例によりまして、副会長は会長から御指名いただきたいと思いますと考えてございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小林障害者施策課長】 皆様から御異議がないようですので、里村会長から副会長の御指名をお願いしたいと思います。

【里村会長】 副会長には、権利擁護センターの久保委員をお願いしたいと思います。

【小林障害者施策課長】 ただいま里村会長から、副会長には久保委員ということで御指名をいただきました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小林障害者施策課長】 ありがとうございます。では、副会長は久保委員にお願いすることといたします。

これで正副会長を決定させていただきましたので、里村会長、久保副会長にはお席の移動をお願いできればと思います。

それでは、早速ですが、里村会長と久保副会長より、一言ずつ御就任の御挨拶をいただきたいと思います。

まず、里村会長、お願いいたします。

【里村会長】 ただいま会長に御指名いただきました里村ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

ここ3年はコロナで、この協議会もなかなか本格的な活動ができなかった状況だったと思いますが、一応、コロナも5類ということで落ち着いたようですので、今後2年間はぜひ活発に活動を進めていただきたいと思います。

特に、部会ごとでの活発な活動を期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 ありがとうございます。

では、久保副会長、お願いいたします。

【久保副会長】 今、里村会長から御指名いただきまして副会長になりました権利擁護センター所長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

昨年度までは、障害者福祉センターの所長として自立支援協議会の委員に就任させていただいておりました。今期につきましても、皆様とともに障害をお持ちの方々が暮らしやすい、よりよい地域社会を目指すために、皆様と協議を深めてまいりたいと思っております。

特に本協議会におきましては、毎回、委員の皆様から建設的な御意見等が出されております。行政におかれましても、本協議会におけます提案等をしっかり受け止めていただいて、ぜひ今後の障害者施策に反映していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、副会長就任の御挨拶とさせていただきます。

【小林障害者施策課長】 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 会議の公開につきましては、一般傍聴として募集をいたしまして、本日の傍聴希望者は1名となっております。

また、東京都相談支援従事者現任研修の実習といたしまして、研修受講者6名がZ o o mによるオンライン方式で傍聴をしております。

当会議につきましては、議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言いただく際は、お名前をおっしゃっていただければと思います。議事録につきましては、作成後、ホームページですとか、こうとう情報ステーションで公開する予定です。

以上です。

議事（１）第９期江東区地域自立支援協議会の体制について

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。

議事１、第９期地域自立支援協議会の体制について、事務局より説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 では、御説明させていただきます。

第９期地域自立支援協議会の体制についてでございます。恐れ入りますが、お手元の資料３、江東区地域自立支援協議会の組織図を御覧いただければと思います。

まず、資料の左側にある図につきましては、本協議会の構成図となっております。

まず、全体会ですが、全体会は本日のこの会議のことを指しております。この全体会におきましては、専門部会からの報告や提案を受けまして、協議会としての意思決定などを行ってまいります。

専門部会は、個別の支援会議から上げられた地域の課題について、実務者レベルで検討を行う場となっております。課題解決に向けた調査研究や施策提案などを行います。現在は、地域生活支援、精神、就労支援、児童、権利擁護、こちらの５つの部会がございます。

部会長会議につきましては、必要に応じて開催いたしまして、課題等の共有や部会間の調整を行います。

個別支援会議は、個々の障害者の問題、課題解決や利用調整など、御本人、御家族、事業者などが集まり、協議を行うものでございます。

なお、事務局につきましては、障害者施策課が担当しております。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

今の御説明に対して何か御意見や御質問ございますでしょうか。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松でございますが、前期の自立支援協議会の最後の会議のときに、国で障害者総合支援法の改正というのが出て、それに基づいて自立支援協議会の在り方等も、体制も含めて、検討すべきであるということがうたわれておりまして、そのときに、前期の最後の自立支援協議会でしたので、次期

の自立支援協議会においては、今までの体制と同じではなくて、新しく総合支援法で述べられているような改正も含めて、江東区の自立支援協議会の在り方も検討していく必要があるでしょうということで、事務局にもお願いしたと記憶しておりますが、今見たところ、今の体制図は前と同じではないかと思うのですが、どこが変わったのか、それとも取りあえず同じで、今後どう考えていくのか、そのことをまず、事務局の御意見をお伺いしたいと思います。

【里村会長】 では、事務局お願いいたします。

【小林障害者施策課長】 今の段階で、こういう形でやらせていただきたいという提案ができているところではなくて、今年度検討していくという形でお願いしたいと思ってございます。それが各専門部会の場合になるのか、あるいは部会長会の場合になるのか、その辺は細かく詰めていく必要もあるかと思いますが、検討の期間をもう少しいただきたいと思ってございます。

以上です。

【里村会長】 いかがですか。

【平松委員】 では、検討を進めていただきたいのですが、事務局で案を出していただくのもいいのですが、やはりここの委員とかいろいろな関係機関、関係団体いろいろございます。そういう、いわゆる、いかに縦割りではなくて横でというか、地域に基づいて、いろいろな団体や個人と協力して新しい体制をつくっていくかということが、大まかにいうとそういう趣旨で理解しておりますが、個別にはいろいろたくさんあるわけです。ですから、それを検討する場を、どうやってつくっていくのか、毎回の自立支援協議会では、年3回の予定では無理だと思うのですよね。では、どうやってそれを具体的に検討するのかをやはり明らかにして、できるだけここの委員の方、それからそれ以外でもいいのですが、多くの関係者の方の意見を取り入れて、検討を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

【里村会長】 ありがとうございました。

今、各方面からの意見の表出という御意見が出ていますので、各部会、それから各委員の方で、いろいろ御要望があるものを随時、事務局にお伝えいただければと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【油井委員】 江東区聴覚障害者福祉推進協議会の油井と申します。

ただいま、この資料の流れを見ますと、資料1で、過去の担当というところでしょうか、それと今日いただきました出席者の名簿を見ているのですが、少しおかしいと思うところがありまして、東京都立の江東区特別支援と、墨東の支援ですか、城東特別というところがないように思うのですが、3年、4年前から気になってはいるのですが。4番と5番ですね、江東区ともう一つ、墨東とあります。もう一つ、城東はどうなのかと思っていますが、お呼びするのかどうかということを確認したいと思います。特別支援学校は3つあると思うのですが、その辺り、いかがでしょうか。

【里村会長】 事務局でお願いします。

【油井委員】 ここが漏れているのかどうか分かりませんが、御確認をいただきたいと思います。

【小林障害者施策課長】 すみません、事務局です。特別支援学校のところ以外の部分でも、いわゆる全ての事業者の方に御参加をいただいている会議ではなくて、それぞれを代表してということに来ていただいているので、特別支援学校という形でいうと、例えば今、城東の先生、あるいは青海のほうにできました先生も来ていただいていない状況になります。どの分野を代表して、どの方に来ていただくのかは、また、委員の切替えのタイミングとかで、それぞれの団体の方に御相談をさせていただきながら、決めさせていただければと思ってございます。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

それでは、今後の部会開催にも関わりますので、部会長を選任したいと思います。専門部会の部会長については、要綱によれば、「委員の中から会長が指名する」とこととされています。改めて部会長について御指名をさせていただきます。

今期の部会長については、精神部会は平松委員に、地域生活支援部会は高井委員に、就労支援部会は青柳委員に、児童部会は田村委員に、権利擁護部会は山口委員に、それぞれの部会長をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【里村会長】 ありがとうございます。それでは、どうぞ。

【平松委員】 また部会長に御指名いただきました。それは構わないのですが、今回のこの会議で、会長、副会長が決まり、会長の推薦で部会長が決まるということですね。ですから、部会の活動は、今日以降始まるということになっている。

前期の最後のときに、部会の活動は、それまで止まってしまうので、どうしようということが話に出たのですが、でも、そのときは取りあえず、変わるのも、今期の部会の活動は、第1回の自立支援協議会が行われた後にしてください、それまでは少し待ってくださいというお話があったと承知しております。

事前の準備を事務局がされるのはいいのですが、今日以前に、事務局から部会のそれぞれにいろいろな、どういうふうにやりましょうというような話が出ておりまして、精神部会に関して私何にも承知していなかったのですが、うちの職員が、事務局から部会の相談があつて、どうしたらいいでしょうということで、僕何も聞いてないので分からないよという話もしたのですが。準備も必要だと思うのですが、その辺は、やはりきちんと、事務局からそういうふうに、新しい部会の活動は、1回の協議会が終わった後からですと言われたわけですから、それはそれできちんとやっていただきたい。私が部会長になるかどうか分からないのに、相談されても困りますしということを一言申し上げておきたい。

【里村会長】 そういう要望が出たということでよろしいでしょうか。

【平松委員】 要望ではなくて、ある意味で抗議です。

【里村会長】 そうですね。

それでは、皆様の御了解をいただきましたので、平松部会長、高井部会長、青柳部会長、田村部会長、山口部会長におかれましては、第9期の部会運営をよろしく願いいたします。

議事（2）専門部会からの報告

【里村会長】 では、次の議事に入ります。議事2、専門部会からの報告について、先ほど各専門部会の部会長を指名させていただいたところ、早速でございますが、今年度の活動予定について、それぞれの専門部会からの御報告をいただければと思います。報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いいたします。

それでは、最初に精神部会の平松部会長から御報告をお願いいたします。

【平松精神部会長】 今年度の活動ですよね。今日、確認されて、これから第1回の部会を開きますので、そこで決めることなので、今年度の活動について、全く何も、検討もしていないし、するべきでもないということで、私が個人的にどうこうという話でもないと思うので、第1回の精神部会を行って、そこで今年度の活動について、検討しようと思っております。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次、地域生活支援部会の高井部会長から御報告をお願いします。

【高井地域生活支援部会長】 地域生活支援部会の部会長の高井です。よろしくお願いいたします。

地域生活支援部会も今日から活動が始まるので、特に決まっているわけではないのですが、今年度、3回ぐらいの部会を開催していきたいと思っております。今部会のメンバーも新しく、検討する内容によって変えていければいいかとも思っていますし、あと、去年の提言でも上げたのですが、地域の事業者さん間の交流会を、今基幹がまだない状態ですので、進めていきたいということで、昨年度やった交流会が大変好評を得ていましたので、今年度もぜひ、2回ぐらいは実施していきたいと思っております。具体的には、来月末に部会を、まず、1回目を開かせていただいて、今年度の活動と内容をしっかりと皆さんで議論をしていければいいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございました。

次に、就労支援部会の青柳部会長から御報告をお願いします。

【青柳就労支援部会長】 就労支援部会の青柳です。例年だと、やっぱり部会を3回開く予定にしようかと思っています。それとあと、担当者、就労支援を直接担当している人たちの交流会も1度できればと思っています。これから順次準備して、就労された、今頑張って就労を続けて、一般就労されている利用者の方たちが長く続けるように、いろいろな団体、担当者と協力しながらやっていきたいと思います。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

次に、児童部会の田村部会長から御報告をお願いいたします。

【田村（満）児童部会長】 田村です。先ほど、挨拶のときに、児童部会のと言いましたが、専門部会は今5つに分かれておりますが、多分元は4つで、この名前

ではなかったように思うのですが、相談支援部会というのがありまして、それが今地域生活支援のほうにつながっているのですが、その相談支援部会から児童部会が分かれて出てきたのです。子供のことは、やっぱりいろいろ横の多様な機関とつながり合って考えていかなければいけないので、専門部会から独立して考える場を欲しいという願いがあり、それができて、その当初から、この部会の部会長を務めさせていただいております。その関係で、昨年度も、どうやって子供たちの、保護者の生活を支援していくといいのかということを随分、何年も考えさせられてきております。それで、それこそ福祉の手引きの多言語化のことだとか、それから、医療的ケアのことだとか、多様に今取り扱ってきていることがありますので、また、この機会を得まして、引き続いて、それらの課題に取り組んでいきたいと考えております。

特に今、子供たちの中で、障害の部分だけの施設のことではなくて、子供の生活を助けている、幼児期でいえば保育園、幼稚園、学校の教育委員会など、多様な手助けを得て、子供たちの生活が、やはり少しずつ少しずつ地域の支えが豊かになってきていると私としては思いますが、一方でいえば社会の苦しさというのですか、生活苦も出てきております。これからやはり地域に、それぞれ根差した、子供の発達、子供の支援はどうあったらいいのかを考えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【里村会長】 ありがとうございます。

次に、権利擁護部会の山口部会長から御報告をお願いします。

【山口権利擁護部会長】 権利擁護部会では、私山口が事前に少し話し合いはしておりました。部会長に決まるかどうかということもありましたので、実は明日の6月30日、第1回の権利擁護部会を開催する予定にしております。部会組織を確定するために、明日は副部会長2名の選任をいたします。それから、今年度の各委員から事前アンケートという形式で、今年度以降の部会テーマについて意見があればということで、メールで問い合わせしているところです。

昨年度は、防災と成年後見、それと障害者の虐待という、3つのテーマを掲げて検討してまいりました。今年度については、各委員からの意見を踏まえて、もう一度、話し合いをして、テーマを決めていく予定になっております。明日が初めての会合ということで、積極的にまとめていければと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

それでは、今の各部会からの報告について、何か御意見や御質問があれば、よろしく願いいたします。これから、各部会も今年度の計画を立てるところだと思いますので、まだそれほど、御意見なんかはまだ出ないかもしれませんが、よろしいですか。

【平松委員】 部会報告ではなくて、部会長就任に当たっての所信表明でしたら幾らでもいろいろ言いたいことは山ほどありますが。

【里村会長】 もしよかったら、どうぞ。何か。

【平松委員】 いや、時間を取りますのでいいですが。

【里村会長】 では、次の議題に行きたいと思います。

議事（３）障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 議事３、障害者差別解消法の実績報告について、事務局から説明をお願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは、障害者差別解消法の相談の受付状況について御報告させていただきます。

令和４年度につきましては、合計４件の御相談をいただいております。これまで、３０年度が９件、元年度が８件、２年度が８件と、横ばいが続いていたところですが、令和３年度には１６件と急増していたところです。これまでと比較してかなり少ない印象となっておりますが、今年度に入り４月から今日までの間に、既に５件の相談があることから、特別な要因はなかったものと考えております。

障害者差別解消法につきましては、令和３年６月に事業者による合理的配慮の提供を義務づけるとともに、相談体制の充実や情報の収集・提供など、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする一部改正がされ、令和６年４月１日に施行することとされております。

これを受け、本区でも、令和６年度に向け、職員対応要領の改定や相談等の体制整備の検討を進めていく予定です。

令和４年度の相談内容につきましては、後ほど資料４、令和４年度障害者差別解消法受付台帳を御参照ください。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に何か御意見や御質問ございますか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（４）障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

【里村会長】 次に、議事４、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、事務局より説明をお願いします。

【江崎就労支援担当】 障害者支援課就労支援担当の江崎から、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について、資料５及び資料６により御説明いたします。

国等による障害者就労支援施設からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称、障害者優先調達推進法が平成２５年４月に施行され、本区におきましても、物品や役務といったサービスを調達する際に、障害者施設等から優先的、積極的に購入することを推進すべく、調達方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

まず、令和４年度の調達実績につきまして、資料５の右下、合計欄を御覧ください。令和４年度は、件数は６７件、金額は２，１６８万８，６７６円で行いました。昨年度の実績と比較いたしますと、件数は４件の増、金額は約４０万円の増となりました。

なお、昨年度の実績との主な違いといたしましては、印刷や情報処理、テープ起こし関連案件が減少したものの、飲料・備蓄食糧等供給案件や、封入作業等の役務案件が増えております。

また、発注拡大に向けての取組といたしましては、区内各種障害施設で提供できる物品や役務といったサービスの一覧を、江東区ホームページや職員向けの全庁フォルダ等で公開するなど、今後も広く周知することで、各施設の受注拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

参考としまして、資料６に、令和５年度の調達方針を添付してございますので、後ほど御参照ください。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に対して何か御意見や御質問あるでしょうか。よろしくお願いします。
特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（５）指定特定相談支援事業について

【里村会長】 次に、議事５、指定特定相談支援事業について、事務局より説明をお願いいたします。

【鴨田支援調整係長】 障害者支援課支援調整係の鴨田と申します。私からは、議事５、指定特定相談支援事業について御説明いたします。

それでは、資料７を御覧ください。

まず、項番１、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移を御覧ください。令和５年３月末現在の事業所数ですが、全体で２９、うち障害児相談支援事業所数は１３となっております。

同じ表の３段目、相談支援専門員数の推移ですが、令和５年３月末現在において全体で６０、うち障害児相談員数は２５でございます。事業所数及び相談支援専門員数はほぼ横ばいの状況が続いております。

次に、項番２、計画相談実績の推移を御覧ください。

まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は２８．５％で、前年同時期を１．８％下回っております。計画相談を利用する障害者が少しずつですが増えている状況がうかがえます。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は表の最下段のとおり６３．８％ということで、障害児のセルフプラン率は増加する傾向にございます。

計画相談実績の推移の説明は以上でございます。障害者、障害児ともに事業所が作成するサービスの計画、利用計画の増を課題として考えているところでございます。

次に、項番の３、セルフプランについてです。今回の資料７、２ページ目に別紙をつけさせていただきました。御覧ください。

セルフプランにつきましては、申請者の希望により、指定特定相談事業者が作成するプランに代えて提出することができると、厚生労働省のＱ＆Ａにも示されているところですが、セルフプランにより希望するサービスを受けられている利用者が

いる一方、本当に適切なサービスが受けられていない場合も想定されます。より適切なサービスを受けるために、計画相談支援への移行が必要ですが、事業所や相談員の限られた状況の中で、なかなか進んでいない状況であります。ついては、優先的に計画相談支援への移行を促す利用者を把握する必要があるかと考えております。

そこで、区内指定相談支援事業所向けに、どのような場合を優先的に計画相談支援への移行を進めたらよいかと、セルフプランであっても計画相談支援と同じようにサービスを利用できる状況はどういう状況か、どうする場合かの2点について、調査を実施したいと考えております。

調査に当たりまして、皆様からの御意見をいただければと思います。今回つけさせていただいた別紙については、あくまでも案ということになりますので、御意見を反映できればと思っております。

なお、調査のやり方につきましては、江東区ケア倶楽部のアンケート機能で実施する予定と考えております。

説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に対して何か御意見や御質問などがあればお願いいたします。

どうぞ。

【高井委員】 地域活動支援センター「ロータス」の高井です。よろしくお願いします。

幾つかあるのですが、1つは、障害者のほうのセルフプラン率が下降傾向というのはすごくいいことだと思うのですが、特に今回は、計画作成数は100以上増えているのに、まだ減っているというのは、何か原因が、分かるところがあれば、どういう工夫があって、計画相談の作成率が上がっているのかが知りたいところになります。

あと、アンケートの実施についてですが、アンケートの実施、本当にありがとうございます。いろいろ、私が、前年度もここに課題があるかどうかということで調査をしていただけたということは非常にありがたいというか、すごく自立支援協議会の機能が、機能しているような形になりますので、すごくよいと思うのですが、ただ、質問の部分で、2番の質問が、別に重箱の隅をつつくわけではないのですが、この質問、「セルフプランであっても、計画相談支援と同じようにサービスを利用で

きる状況は、どのような場合だと考えますか」という質問が少し引っかかる感じがします。セルフプランと計画相談が同じように利用できる状況というのは、基本的にはあり得ないと思っているので、セルフプランにというのは、やむを得ずというか、どうしてもしょうがないからセルフプランにせざるを得ないかなというところで、私たちが目指しているのはあくまでも、オールプランというのは計画相談が必ず入るところを目指して、計画相談は実施されているわけで、そこを目指してやっていく中で、セルフプランでも大丈夫だという調査は、果たしていいものか。だったらセルフプランでいいじゃないという話になってしまうのではないかということで、やっぱり、計画相談が入るということは、要は相談支援専門員が、本人と施設の間のサービス調整をしっかりと、公平な立場で見られるという状況がつかれることが最大の効果だと思っていますので、それがなかったときに本人の不利益が生じてしまわないのかどうかということが一番心配されるところだと思いますので、セルフプランでよしとされるところを拾う意味はあるのかが気になるところかと思っています。確かにセルフプランをゼロにするというのはかなり難しいことだとは思っているのですが、ただ、それにはどうしても理由が必要ですし、私が支援している中でも、かなり難しい人はいます。プランをつくっていても書類の受け取りを拒否されたりとか、サインを取るのもかなり難しかったりする場合というのがありますので、やっぱりどうしてもセルフプランにせざるを得ない方とか、相談支援事業所のとか、人が関わることで自体をかなり減らさなきゃいけない障害の方もいらっしゃる。

いろいろな状況は考えられるんですけども、ニュアンスの問題かもしれないですけど、セルフプランであっても普通に利用できますよということを、それが普通の状態だということにならないような質問形態にさせていただいたほうがいいのかなというふうには思います。

以上です。

【里村会長】 アンケートの調査の質問の表現の仕方で、もう少し工夫が必要かと思っています。

ほかに何か。事務局の方、どうぞ。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長、佐久間と申します。2点の御質問をいただきました。ありがとうございます。

1点目なんですけども、セルフプラン率が減少しているその要因、どんな工夫を

したのかという話なんですけども、サービスを受給する際の相談の段階で、こういった事例があるんだけども計画相談を受けてくれないかということで、職員のほうから積極的にアピールさせていただいて、こういった結果になっているのかなというふうに考えてございます。

2点目のアンケートの内容なんですけども、御指摘のとおり、私どももこのセルフプランをゼロにするというのが最終的な目的であるということは同じ認識ではいます。

ただ、中にはセルフプランを希望されている方というのが当然いて、ただ、希望していてもそのセルフプランで適正なサービスを受けられていない場合もあるんじゃないかという懸念があるといったところで、こういった質問をすることによって、あくまでも今991名のセルフプランの方の中で、どんな方を優先的に計画相談につなげていくかというところを、まず考えなきゃいけないなというところのアンケートになっております。

決して、セルフプランでいいんだというような答えを求めてアンケートするものではないので、こういった形で調査をさせていただいて、各相談支援事業所のほうからいろんな意見をいただいた上で、優先順位をつけた上で数字としてお示ししていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

【里村会長】 高井委員、いかがですか。

【高井委員】 趣旨のほうは理解していただいているのも分かっていますので、そういう意味で、誤解されないような形がいいのかなと思うので、それをアンケートを書く方とか受ける方が誤解がなければ、私はいいかなというふうに思っています。それでちょっとお話をさせていただいたところです。

【里村会長】 では平松委員、どうぞ。

【平松委員】 セルフプランをなくしていくというか、できれば計画相談、皆さんそれを使っていたきたいというのは当然なんですけども、現状でセルフプランが減らないのは、計画相談が、そういう希望があったときに、すぐに計画を作成するということが一番大きな問題だと思っています。まずこれを解消すべきであるということだと思います。

ごく一部、いや、計画相談なんか要らないと。自分の受けるサービスについては

自分がセルフプランでやるんだという方は一部いらっしゃるかも知れないけど、それはこの数字の中ではごく少数のはずだと思います。

だとすると、取りあえずセルフプランではなくて計画相談のほうが、ちゃんと相談に乗って、あなたの希望を聞いて、その上でそういう計画をつくれますよという説明をして、「じゃあお願いします」と言ってもすぐにできないという状況をどう変えるかということ、これをまずやるべきであるということだと思えます。

この1番の設問も、優先的に勧めたほうがいいのかどうかと。こういうケースは優先的にやりましょう、じゃあそこに当てはまるケースは半年待ってもいいんですかと。そういうことになりかねない設問だという気がします。

それから、高井委員も言われたように、そもそも計画相談と同じようなサービスを利用できる状況はこうだということを定める必要があるのかと。じゃあそれに当てはまらないのはどうするんですかと。そこをまずアンケートで取るということ自体、この設問自体、どちらも適切ではないという気がします。

これを受け取った方、事業所の方は、どうこれを見て考えて、何を回答されるのかということが心配になっちゃいますけども。

【里村会長】 事務局で何か補足の事項がありますれば。

【佐久間障害者支援課長】 障害支援課長、佐久間と申します。

サービスの利用計画を希望される方の受け手としての事業所が足りない、不足しているというお話かと思うんですけども、それに関しては、もうここ5年の数字を見ていただいて分かるように、今後大きく増えるということは難しいのかなという中で、適切なサービスを利用者にお届けするためには、やはり優先的にサービスの利用計画を入れていく方たちというのを見極めていかなきゃいけないなという思いで、今回のこのアンケートをやらせていただくというふうに思っております。

そもそも事業者数が増えないところに何かしらの施策が必要なのかということだと思えますけども、これにつきましては特別区全体の問題でもありまして、特別区長会のほうから国に対して、計画相談の報酬ですとか、そういった人材の確保のための施策をやるべきだという形で、特別区長会のほうで取りまとめまして要望を上げているところです。ですので、そういった報酬改定とかを見ながら、それについては対応していくのかなというふうに考えてございます。

アンケートの設問が適切ではないということなんですけども、現状このような形

のアンケートを取っかかりに、行政として何ができるのかと考える部分で、こういった調査は私どもは必要だと思って今回提案をさせていただいているんですけども、これ自体をやめるべきだということであれば、それはこの協議会の中で決めていたでいて、それに従っていきたいというふうに考えてございます。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 毎年ヒアリングといいますか、事業者からの意見を聞いていただいていると思いますが、相談支援に関してもいろいろな意見が出ていると思います。

具体的に相談支援事業所で手いっぱいなところは当然あるわけですが、それをもっとやるためにはどうしたらいいかというようなことの具体的な要望等々も、多分出ていると思うんですね。

それに対して、国がどうするのを待つというだけでいいのか。自治体によっては、ほかの区でもそれぞれ相談支援事業に関する独自の補助等々、いろいろやっているわけですが、そういうことはもう江東区としては考えないのか。そういうことも含めて、考えていただく必要があるのかなと。

そもそも相談支援事業所がこれ以上できないというのは何でなのか。それは人が足りないというのもあるでしょう。だけど、実際相談支援事業をやっているところが、経営的に十分それで赤字を出さずにやっていけるのかという状況も、それぞれ違うかも分かりませんが、あるとは思うんですね。

そういうことを含めて考えないと、ここでこれは不適切だからと言ったらやめますって、そういう形で言われてもね。

もう少し現状というところを、相談支援事業所は幾つもあるわけで、そういうところの現状の把握ないしはそういうところの意見も聞き取りをしていただいて、検討していただくことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

【里村会長】 アンケートそのものはとても意義あることだと思いますので、ぜひそれを生かせるような形でというふうな、それぞれの委員からの御意見だというふうに思います。

ほかに何かありますか。

【岡田委員】 ゆめグループ福祉会の岡田でございます。やはり先ほどからの皆さんの御意見を聞いて、アンケートの調査をやるんだったら、セルフプランを今やっている方が、なぜ相談支援をやらなかったのかというのがきちんと浮かび上

がるようなアンケートにするべきで、そのアンケートの結果をもって、今後の方策を考えていくということが必要かと思います。

例えばセルフプランの中で、やはり必要な相談支援が受けられないというのがありますし、あとは、家の中に相談員が入ることに対する抵抗なんかも相当あるのではないかと思うんです。

そういうものをきちんとあぶり出すことによって、この制度の在り方をもう一度考えてみる必要があると思いました。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

じゃあ田村委員、お願いします。

【田村（満）委員】 話の内容はちょっと違ってくるんですが、この児童の数についてなんですけれども、昨年の末の実態報告の中で、やはり質問を受けて、どうして児童はこんなにセルフプラン率が高いのかというところを受けて、今回少しこの中の数字を考えてきたんですが、児童のほうでは、事業所が、今、上の表からいうと29か所あるうちの13事業所で約半分弱で、そして、相談員の数は大人数の事業所に比べれば半分よりももっと少ない状態の、その中でじゃあ実態がどうなっているのかを下の表で見たときに、障害児の受給者証を出している数というのは、もうかなり年々年々増えてきている。

その増えてきている、例えば令和4年度だと2,073件、最後に出していた。その内訳は児童発達支援と放課後デイ。児童発達支援って6歳までだから、放課後デイを18歳までとすると、年齢的には2対1の割合の人数に全体的にはなるはずなんだけれど、だけど実際、ここに受けているのは半々ですよ。

ということはどういうことかといったときに、児童発達支援って、受けてきてその後、放課後デイに続かない人って結構いっぱいいる。

それは何かといったときに、それこそ児童発達支援が目指しているのは気になる段階からの支援で、やはり障害を問わずなんです。これは本当にうちの施設でもそうですが、障害という言葉はある面使えない、使わない状況で、いろいろな発達支援を早期にやっていくという名目の中でやっているんです。

それで、その下のセルフ率を見ていくときに、児童発達支援が増えているんだけど、セルフ率もどんどん増えていく。ここが、大人の施設と子供の施設、特にこれ

は児童期、児童発達支援の段階を利用している方々の実態がかなり大人と違うことを示していると思います。

それで、放課後デイサービスになると、放課後デイサービスの利用者はほぼ変わらないんです。504人でほぼ変わらないので、その中で、恐らくこの放課後デイは、セルフ率というのは約2分の1弱ぐらいなんです。

つまり、50%は放課後デイの段階で計画を立ててもらっているセルフ率が高いのは実は児童発達支援の影響なんです。

児童発達支援がなぜセルフ率が高くなっているかというのは、利用の仕方の中で、本当に利用して数か月でやめる人もいれば、あっちの事業者がいいかな、こっちの事業者がいいかな、空きを使う人もいるし、利用の仕方もいろいろ、今の段階はそれが認められるというか、その段階で使っている実態。

今後どうしたらいいのかは一つの課題ではあると思いますが、この福祉サービスの支援の内容の違いは、これに大きく影響していると思います。

それから、うちの施設はかなりセルフ率が高いというのは、ほかの事業所を使う人たち、例えば放課後デイサービスでプランを立ててもらえない人たちのを積極的につくる。事業所が限られておりますので。それは児童発達支援もそうです。

そしてなおかつ、うちで心がけていることは、医療的ケアを使うようなお子さんで、福祉だけに限らず多様なサービスを組み合わせていかなきゃいけない、ここに恐らく相談支援はかなり力を入れている実態があります。

今後のことなんですけど、実は私自身も、この相談支援ができてから何年間か、随分これで勉強させられて、相談支援とは何か、児童福祉の中で相談支援はどうやってたらいいかを考えさせられてきました。

それはやっぱり児童発達支援を利用したいという保護者の皆さんの多様な実態が背景にありますけど、今現在、私はセルフ率をもう少し下げたいと思って、それこそ今回のテーマで、どう、優先順位を持ってきたらいいかというところで、やはり本当に立てて助けてあげなきゃいけない人、助けていく必要のある人にまで手が回らない。あまりにも忙しくて、あまりにも子供の数が多くて。

その実態はあるので、そこを少しでも改善していきたいと願って、うちの施設の中で、立てなきゃいけない人、立てたほうがいい、立てて保護者の相談にきちんと乗りながら、それこそサービスの情報ですね、特に。情報を行き渡らせていく必要

があるというのは感じております。

そのように一応お伝えしておきます。

【里村会長】 確かに、障害児のほうのセルフプランをできるだけ少なく、このところずっと増えていますので、せめてここを減らしていきたいというのは皆さんの希望だと思います。

事務局で何か補足があればお願いします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長の佐久間です。今回提案させていただいたアンケートについては、田村委員と高井委員のほうから評価していただいたのかなというふうに思っていて、この設問の内容についてはちょっと工夫させていただいて、調査自体はやらせていただきたいなというふうに思います。

それと、平松委員のほうから、どうやれば相談支援事業所、相談員が増えるのかといった面のアンケートをすべきだという御意見だったかと思うんですけども、それについては、各区の状況ですとかその辺を調査、研究させていただいて、次回の協議会の中で何かしらの形で御提案できればというふうに考えてございます。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありますか。

では、この議題はこれで終了とさせていただきます。

議事（６）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本的目標案について

【里村会長】 議事６、江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標について、事務局より説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長の小林です。御説明をさせていただきます。

こちらの江東区障害者計画・福祉計画につきましては、今年度がそれぞれ計画の最終年度となっております、今年度、次期計画の策定を進めさせていただく状況になります。

まず初めに、お手元の資料８のほうを御覧ください。こちらが計画の構成案となっております。

左側から、章立て、章の名称、見出し、内容を記載しております。

第1章の計画策定の基本的考え方から、第4章の障害者計画、第5章の第7期障害福祉計画、第6章の第3期障害児福祉計画、第7章の計画の推進体制までの7章構成になっておりまして、現在の計画において、第4章の後にあります「計画の推進に向けて」というのが、次期の計画の構成案においては最後の第7章、計画の推進体制に移動している、このほかは大きな変更はございません。

また、各章に記載する見出し、内容についても、現計画と大きく変更する点はありません。

続きまして、お手元の資料9を御覧ください。こちらが次期計画のポイントについてまとめたものとなります。

あくまでも現在の計画、障害者計画にあります9つの施策の柱に対して、国の動向、江東区の状況、次期計画におけるポイントとなる点を記載しております。

うち、主なものについて御説明をいたします。

まず（1）相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援。

こちらでは、国の動向としましては、地域における相談支援体制の充実・強化ですとか、障害者等の地域生活の支援体制の充実といたしまして、基幹相談支援センターの整備、基幹支援センターの整備の努力義務化、グループホームの支援内容として、独り暮らし等を希望する者に対する支援ですとか、退居後の支援等が含まれることを法律上明確化したことなどが挙げられます。

また、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法が令和5年4月に成立いたしましたので、手話通訳者の派遣など意思疎通支援事業などの充実が求められていることから、次の計画におきましては、基幹相談支援センターの設置ですとか、相談支援体制の強化、障害特性に配慮した情報伝達手段の充実といったことが策定のポイントになってくるといふふうに考えてございます。

続きまして、4ページになります。

（3）健康を守る保健・医療の充実ですが、まず国の動向としましては、障害児のサービス提供体制の計画的な構築として、地方公共団体における医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築が求められているところです。

そのため、策定のポイントといたしましては、医療的ケアの必要な人・子供に対する支援の充実ですとか、あるいは御家族に対する支援、関係機関の連携の強化に

係る取組といったことが挙げられると考えてございます。

続きまして、6 ページになります。

(5) 雇用・就労の拡大ですが、国の動向といたしましては、障害者の多様な就労ニーズに対する支援、及び障害者雇用の質の向上を推進すべく、障害者雇用促進法において、重度障害者の就労機会の拡大ですとか、企業の職場定着への支援を強化していくこととされております。

このため、次の計画におきましては、事業所等に対する障害理解の促進、合理的配慮の提供に関する啓発の実施、障害特性に応じた障害者の就労機会・場の拡充といったことがポイントになるというふうに考えてございます。

そのほかの項目につきましては、後ほどお時間があるときに御参照いただければと思います。

続きまして、資料 10 になります。こちらを御覧ください。次期計画の基本的考え方、江東区の現状、基本理念、基本目標の案について記載させていただいております。

まず、資料 10 の中の第 1 章の部分につきましては、計画策定の基本的考え方についてになります。

まず 2 ページには、1、計画策定の趣旨と背景といたしまして、近年の法改正の動きなどを記載してございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。計画の位置づけと他計画との関係についてですが、障害者計画は、障害者基本法に基づき障害者施策全般の基本的な方向性を定めるものとなってございまして、計画期間は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間になります。

障害福祉計画につきましては、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定めるもので、こちらの計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間となります。

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量、見込み量確保のための方策を定めるもので、期間は障害福祉計画と同様 3 年間としており、次期計画策定に当たり、計画期間の見直しは行っておりません。

5 ページからは、計画の策定体制、計画の対象について記載しております。

続きまして、第 2 章になります。第 2 章では、本区の障害のある人を取り巻く状

況と課題についてになります。

8ページから15ページまで、こちらは統計データを記載させていただいております。人口・3障害の手帳所持者数・難病患者数につきましては過去10年間の推移を、サービス利用者の状況につきましては過去5年間の推移を、それぞれグラフで記載しております。

16ページからは、昨年度実施いたしました障害者実態調査結果からうかがえる課題について記載をしております。こちらにつきましても、現在の計画の施策の9つの柱に合わせて、主な調査結果のグラフや団体調査の意見などを記載いたしまして、そこからうかがえる課題を記載しております。

うち、主なものについて御説明をさせていただきます。資料の19ページを御覧ください。

2) 自立生活の支援についてですが、将来希望する暮らし方といたしまして、独り暮らしや結婚など親元から独立した生活が多いことや、利用しているサービス提供事業者への要望につきまして、必要な量のサービスを提供できる体制の確保、ホームヘルパーなどの質の確保などが多いことから、親亡き後に対応した体制整備、サービス支援の充実ですとか、各サービスや支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上といったことが課題として挙げられると考えてございます。

続きまして、26ページを御覧ください。5) 雇用・就労の拡大ですが、仕事をしていくために必要なことといたしまして、上司や同僚の理解と協力があることが多いことすとか、あるいは、受入れ企業に対し障害の特性を理解する勉強会を求める意見、こういったものがあることから、障害特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充、区の障害者就労・生活支援センターの体制拡充といったことが課題として挙げられるというふうに考えてございます。

続いて30ページを御覧ください。7) 区民の理解と共感の醸成です。

差別されたと感じた経験について、障害者調査、障害児調査共、「ない」が「ある」を上回ってはいるものの、共に生活できる地域社会の実現のためには、近隣住民の理解と協力や、小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実、こういったことが多いことから、学校ですとか地域における障害理解を深める場や機会の充実、成年後見制度の周知・利用促進、虐待防止、差別解消といった権利擁護に関する当事者や事業者等に向けた制度周知・普及啓発が課題として挙げられると考え

てございます。

次に第3章になります。こちらが計画の基本理念・基本目標についてになります。

資料の38ページを御覧ください。基本理念といたしまして3つを掲げております。

1つ目が「共生社会の実現」です。障害のある人もない人も、誰もが多様性を認め合いながら、お互いに人格と個性を尊重し、地域社会の一員としてつながりを持って暮らすことができる共生社会を目指します。

2つ目が「障害者の自立支援」です。障害のある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図れるよう支援をいたします。

最後に、「安心して暮らせる社会の実現」です。障害の内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念につきましては、例えば国や東京都と同様、計画策定のたびにその内容が大きく変わるものではないというふうに考えてございまして、「共生社会の実現」と「障害者自立支援」につきましては現在の計画から引き継いだものとなっております。

3つ目の「安心して暮らせる社会の実現」につきましては、障害者総合支援法の基本理念の一つであります、「全ての障害者及び障害児が、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることによって社会参加の機会が確保されること」、こちらを念頭に新たに設定させていただきました。

最後になりますが、39ページを御覧ください。

今御説明をさせていただいた基本理念の下、これまでの計画との継続性等も考慮いたしまして、以下の5つの基本目標を掲げて、障害のある人のための施策を展開していきたいというふうに考えてございます。

まず1つ目が、ともに支え合う地域社会の実現。2つ目が自立した生活を支える支援の充実。3つ目が就労と社会参加の推進。4つ目が配慮を必要とする子供とその家族への支援。最後に、安心して暮らすことのできる環境の整備。

これら5つの基本目標にひもづく具体的な施策の体系につきましては、8月の下旬頃になるかと思いますが、委員の皆様にご意見を伺いたいと思っております。

思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に何か御意見や御質問があればお願いします。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけども、これからつくっていくわけで、先ほど申し上げましたように総合支援法の改正に伴って新たな計画をつくっていく必要があるだろうということですが、基本理念は変わらないというか、むしろそのことが本当に、スローガンだけではなくて、それを具体的につくっていくことが必要になってきている、そういうことだと思っております。

ということでいうと、一番の基本は「共生社会の実現」「ともに支え合う地域社会」というようなことになっていくとすると、縦割りでやっていたはできないでしょうねと。それから、ここの会議一つございますけども、それで全部カバーできるわけもないと。具体的に地域に住んでいる人たち、ないしは地域の工場でもいい、商店でもいい、そういう人たちが地域課題に基づいてお互いが助け合って、協力して地域の課題に取り組んでいきたいと思いますということが必要になってくるというふうに思っております。

おあしす福祉会、今いろんな形で地域との連携ということをやっておりますが、一法人でできるような話でももちろんございません。

とすると、そういう地域で、自立支援協議会みたいな形じゃなくてもいいんですけど、いろんな個人・団体が集まって、地域課題を一緒に考えて一緒に取り組みましょうよということをつくらないと、共生社会はできませんということですね。制度的な仕組みだけじゃなくて、実態としては地域にそういう活動がなければ何もならないというふうに思っております。

とすると、今のところ可能なのは、長寿サポートセンターが20何圏域ですか、全部ありますよね。長サポの設立の趣旨には「高齢者など」ということで、高齢者に限定したものではないということになってはいるけども、実際は高齢者ということになっている。

これはおとといの計画推進協議会で地域ケア推進課の課長にお伺いしたんですけども、昨年、4つの圏域に分かれて、大きな4つのブロックに分かれているわけで

すよね。で、深川南で、地域の障害者団体も含めて、地域の課題を検討しましょうという、そういう地域ケア会議が開かれたと。

これは画期的なことだと思って、全部で4つありますから、ぜひ今年度4つ全部でやってほしいというような要望を出しているんですけども、いやいや、今検討中で、どちらかという高齢者一本に絞って、これからは地域ケア推進課、長寿サポートセンターでやっていこうということも一つ考えているということで、いや、それは時代に逆行するので、障害者とかそういうのも全部含めてというようなことで、そういう方向でぜひ検討してほしいんだということを地域ケア推進課の課長にお願いしたところですけども、自立支援協議会としても、実際に地域でそういう共生社会をつくる、支える人たちの集まりをつくっていかないといけない。

今のところ、その拠点となるのは長サポしかないと思っているんですよね。全部整備されていますから。ただ、長サポの人は、全部長サポでやれと言われても、それは無理で大変ですと。だから、いろんな団体とかそういうところが力を合わせて、一緒になってやっていきましょうという方向をつくらないと、長サポもセンターとしての役割を果たせないだろうというふうに思っているんです。

ですから、自立支援協議会で、そういうことを抜きにして自立支援協議会として共生社会づくり、特に障害のある方という議論をしても、実際に地域でそういういろんな障害がある方たちが、その地域の中で、その地域の住民として生活できる、活動できる、そういう仕組みを考えなきゃいけない。

そうすると、取りあえずこの議論も必要なんですけども、地域ケア推進課と障害者施策課でその辺のところを話し合っていて、何かそういう仕組みをつくっていただく必要があるのではないかと。

そういう具体的なやり方がないと、計画の中で共生社会づくり、地域づくりと言っても、実際できないでしょうというふうに感じておりまして、法人としてできる範囲のことは地域でいろんな形でたくさんやっておりますけど、それはごく一部でしかないので、そういうことを全体として取り組めるようなことを考える必要があるのではないかと。

少し長くなりましたけど、全体に関わることなので。

【里村会長】 ありがとうございました。

何か事務局のほうでありますか。

【小林障害者施策課長】 障害者計画につきましては、上位計画が地域福祉計画という形になっています。地域福祉計画は数年前に策定したところなんですけれども、その中の基本方針といたしまして、3つのつながりをつくるというものを掲げています。例えば地域のつながり、もちろん行政のつながり、それから地域と行政のつながりというのを掲げています。

こういった施策に基づいて、現状でもいろいろ地域の中で様々な方が参加をして、いろいろ課題について共有していく、そういう場もある部分もありますし、また、例えば社会福祉協議会さんのほうが地域福祉コーディネーターみたいな形でどんどん地域に入っていくって、いろんな困り事をまずは吸い上げていくというような動きもありますので、御指摘の縦割りにならないような形で、いろいろ地域の大きな課題の一つとして共有できるような、そういう方向性に持っていけるように、行政の中でも取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

【久保副会長】 今、事務局のほうから、ちょっと社会福祉協議会という話が出ましたので。

今、区のほうで地域福祉計画のお話がありまして、現在、社会福祉協議会のほうで第5次の地域福祉活動計画について策定を始めるところでございます。

その地域福祉活動計画の中で現在進めておりますのが、各地区における「まちづくり話し合いひろば」というようなものを現在、実施をしております。

その策定が終了した後も、その話し合いひろばについては継続をして行っていくという中で、地域の、町の皆さんの声を少しでも反映できる地域福祉活動という流れを継続していきたい。

そういうところで平松さんのおっしゃるような活動を、また障害者の皆さんとか、障害者の皆さんだけでなく高齢者、小さなお子さんのいる世帯の方々、そういう方々が安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域の皆さんと協力しながらできる活動を推進していきたいなど。

また、明日ですけれども、城東地区の北部になりますが、サテライト城東北部というので、社会福祉協議会の分掌、拠点が出来上がります。また、今年度中には城東

の南部のほうにも拠点をつくります。

そういう中で、地域の皆さんと一緒に頑張って地域まちづくりを進めてまいりたいと思っていますので、その節はぜひ御協力のほうを、皆さんしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございました。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 どうもすみません、私ばかりが発言させていただいておりますが。

今、副会長からお話ありましたように、社協が、5つの場所ですかね、しかも連続みんな4回ですかね、まちづくりの話合いをやりましょうということで、どうぞ地域の方、どんな方でもいいから来てくださいということで、おあしす福祉会は全てに職員を出席させております。

そうするといろんなつながりとか、いろんなことを一緒にやれそうだねとか、話がどんどん進むんですよ。具体的に地域の中の課題をですね。

で、それは活動なんですよ。だから、施策に反映するということが大事になってくると思うんです。

ですから、社協がそういう取組を全区的に始めたというのはかつてないことなので、ぜひそこで頑張ってくださいたいし、一緒になってそこで協力して、いろんな取組をつくっていききたい。そういうことが計画にも反映していくというふうになると、大分変わるかなというふうに思ってお大変期待しております。

ほかの障害者団体は、一部参加している方もいるけど、あんまりまだ参加は多くないみたいなので、ぜひほかの団体の方もそれぞれの地域の、4か所で社協のほうでやっていらっしゃいますので出席していただいて、一緒になってそこで地域課題を考える場になればいいかなと思うし、その辺を区の施策に反映させていくということで、区のほうも側面的に協力していただければというふうに思っております。

【里村会長】 ありがとうございました。社協でのそういう活動に、ぜひ、今日はいろいろな団体から参加されていますので、積極的に関わっていただいて、その成果をまた行政に反映できるようにすると、この障害者計画や福祉計画がすごく実質的になるんじゃないかというふうに思います。

では、この議題はここで終了とさせていただきます。

議事（７）基幹相談支援センターの機能等の検討について

【里村会長】 議事７、基幹相談支援センターの機能等の検討について、事務局より説明をお願いします。

【小林障害者施策課長】 それではお手元の、今度は資料１１のほうを御覧ください。

基幹相談支援センターにつきましては、障害者福祉センター内のこども発達扇橋センターの跡地に開設することが令和４年１１月に決定いたしまして、昨年１２月に素案をお示しするとともに、地域自立支援協議会のほか、障害者計画等推進協議会、相談支援事業所連絡会に意見照会を行わせていただいたところです。

いただいた御意見につきましては、令和４年度第２回地域自立支援協議会で御報告をさせていただきましたが、いずれの協議会からも、区と民間事業所等で基幹相談支援センターの機能等について検討すべきであるとの意見を頂戴していることから、区と地域法人の皆様、事業所等の皆様、これらのメンバーが構成員となる検討ワーキンググループを設置させていただきたいというふうに思います。

基幹相談支援センターの設置概要につきましては、２に記載のとおり、障害者福祉センターの大規模改修後、令和７年度中に、こども発達扇橋センター跡地に開設を予定してございます。

検討ワーキンググループでは、その運営形態、あるいは実施業務等について検討を進めさせていただきたいと思います。

次に、検討ワーキンググループメンバーについてですが、江東区のほうからは障害者施策課、障害者支援課の課長、資料に記載の関係係長をメンバーとさせていただきたいと思います。

事業所の皆様からは、まずこちらの地域自立支援協議会の各専門部会から、部会長・副部会長を中心に各部会で３名ぐらいまで、人選については各部会に一任させていただきたいと思います。

また、地域法人の皆様につきましては、もし各部会のほうから推薦がない法人の方がいらっしゃいましたら、１名御推薦をお願いしたいというふうに思っております。対象法人につきましては、資料のほうに記載のとおりでございます。

資料１１の２枚目のほうに、各部会長宛ての推薦依頼文書をつけさせていただきました。後日、各部会長へお送りいたしますので、メンバーの推薦のほうをよろし

くお願いいたします。

検討スケジュールにつきましては、来月から検討をスタートさせまして、来年5月までに運営形態、実施業務案を決定して、6月頃開催予定のこちらの協議会で御報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に何か御意見や御質問はありますか。

【青柳委員】 のびのび福祉会の青柳でございます。基幹相談支援センターの、やっと検討が始まる。遅過ぎますけど、ようやく始まるのは歓迎いたします。いろんな法人や事業所の方が共同でつくるとするのは、本当に、まさしく賛成をしたいと思います。

先ほど相談支援の中でもあったんですが、セルフプランがどうこうあって、私はどうしても、法律が違うのかもしれませんが、こういうところに児童のほうの相談の関係者も何らかの形で関われるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

セルフプランが、先ほど大分議論ありましたけど、児童のほうは進まないわけじゃないですか。やっぱり年齢であまり分けるのはどうかなと思いますし、全体の底上げをするのは、やっぱり基幹相談支援センターの在り方の重要性が必要かなと思いますので、ぜひここは御検討いただければいいかな。どういう形でも結構です。

先ほどの報告の中でも、18ページですかね、計画の中でも、基幹相談支援センター設置までにネットワークを強化し、地域課題を集約する必要があると思うと。児童福祉、障害福祉、高齢福祉も入っていますけど、こういうところの包括的な支援が求められるという表記もありますので、ぜひ、これを児童のほうの委員も、どういう形になってもいいんですが、関わりが持てるような仕組みをつくっていただければいいかなと。それが江東区の独自の、国の施策とか東京都の施策とは違いかかもしれませんが、江東区らしい基幹相談支援センターの機能を強化することに、必ず私はつながると思いますので、御検討をお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございました。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松です。やっと具体的な検討に入れるという

ことで、1年はないんですけども、急いでやらなきゃいけないだろうと。いろんな意見を聞くというのは大変賛成なんです。

ただし、7月から来年の5月まで、つまり10か月しかない。そうすると、会議そのものも何回かやらないと駄目でしょうと。

実際に運営形態と、いわゆる実施時業務についての検討でそこまでを決めるというのがこのワーキンググループの役割で、実際にどこが運営を担うのかというのはまた別になるのかなというふうに、当然、この書き方だとそうなりますよね。それはサウンディングか何か、また何らかの形でやられるのだろうと思いますが、それにしても時間がないし、何回かやらなきゃいけないので、あんまり人数が多過ぎてもということもあると思います。

各部会から3名という、それだけで15名になっちゃいますので、それぞれの部会、例えばおあしす福祉会だったら各部会に全部代表で出ていますから、それぞれ多分ほかの、ゆめグループにしてもロータスにしてもそれぞれに何人か出ているので、その辺も含めて出していただければいいのかなということで、最大3名までというぐらいで、その辺はちょっと、それぞれの部会で各法人が誰を出すかも含めて調整できればいいのかなというふうに思って、限られた時間である程度議論を進めるためには、ある程度、人数もあまり大きくないほうがいいのかなということもちょっと気になりました。

以上です。

【里村会長】 事務局のほうで何かありますか。

【小林障害者施策課長】 最初の青柳委員からの御指摘のところでございますが、御説明の中で触れたように、自立支援協議会の専門部会の方のほうから御推薦をお願いしたいということで、もちろん児童部会も含まれますので、その辺りからいろいろ御意見を頂戴できればなというふうに考えております。

あと、平松委員のほうから御指摘いただきまして、私どものほうも正直そういった懸念も持っているところであります。

同時に、専門部会でいろいろな地域法人の方が重なって委員になってくださっているということも承知しておりますので、今、平松委員のほうからありましたとおり、多くても3人ぐらいまでということでワーキンググループのほうは開催させていただけると大変ありがたい状況です。よろしくお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございました。
では、この議題は終了とさせていただきます。

議事（８）その他

【里村会長】 議事８、その他について。その他、各委員から何か御意見や御質問があればお願いします。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

以上で本日の議事が全て終了いたしました。今後の予定などについて、事務局から説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 こちらの全体会が終わった後、引き続き部会長会を開催したいと思いますので、部会長の皆様はこちらの部屋にお残りいただければと思います。

また、議事６の中で御説明をさせていただいたとおり、８月下旬頃をめどにいたしまして、障害者計画における施策体系の案のほうを、また、１０月頃になります。が計画の素案について書面で意見照会をさせていただきたいと思いますので、お忙しいところ大変申し訳ございませんが御協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

〔 閉 会 〕 午後３時１０分

【里村会長】 以上で本日の議事が全て終了いたしました。

次回の自立支援協議会は２月を予定しております。決定次第、通知を送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

— 了 —